専門個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
税務・経理相談	10月9日(金) 午後 1時～ 4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	豊能町商工会館
経営相談	10月13日(火) 午後 1時～ 4時	黒野秀樹 中小企業診断士	今の事業の見直しをはじめ、新たに事業を始めたい、事業計画の相談等、経営に関するあらゆる相談	
登記・法律相談	10月15日(木) 午後1時30分～ 4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
事業承継相談	10月19日(月) 午後 1時～3時	大阪府事業承継・引継ぎ支援センター担当者	事業を後継者に継がせたい。後継者がいないので、自社を他の企業に譲渡したい等。事業承継に関するあらゆる相談	
手続・申請相談	10月20日(火) 午後 1時30分～ 4時30分	有田智宏 行政書士	建設業許可、経営審査をはじめ、各種許認可申請に関する相談	
労務相談	10月22日(木) 午後 2時～ 4時	森啓治郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

※ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで下記までお申込み下さい。

Fax.072-739-2285 まで

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名:	テーマ名:
事業所名:	希望時間帯(30分～1時間単位でお願いします)
住所:	:　～　:
電話番号:	

豊能町商工会
大阪府豊能郡豊能町余野1008
Tel.072-739-1647　Fax.072-739-2285
Mail　toyono@gold.ocn.ne.jp　web http://toyono-sci.com/

マル経融資「賃上げ貸付利率特例制度」の活用について

自社従業員の賃上げに取り組む方に利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して２．５%以上増加する見込みがある場合、貸付日から２年間の貸付利率を０．５%低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

融資限度額　：　２，０００万円
返済期間　：　運転資金・設備資金とも　１０年以内
利　　率　：　３．０５%（当初２年間▲０．５%引下げ）

大阪府最低賃金が改定されました。

1,177円／時間額⇒1,231円／時間額　発効日:令和8年 10 月 1 日　引上額 54円

労働保険料第２期分の納付について

10 月は、労働保険料の第２期分の納付期限です。

商工会の労働保険事務組合に委託されている事業所で労働保険料を３期分納されている方につきましては、後日納入通知書をご送付いたしますのでよろしくお願いします。

小規模事業者持続化補助金（一般型）のご案内

販路開拓や業務効率化に取り組む事業者を支援する持続化補助金が実施されています。店舗改装、広告作成、ウェブページ整備、設備導入など幅広い取組が対象で、補助率は 2/3、補助上限額は 50 万円（条件により引上げあり）です。申請時の注意点も多いため、初めて申請される事業所は早めの準備をおすすめします。申請書作成や計画策定の相談は商工会で受け付けています。

社会保険制度の改正（短時間労働者の適用拡大）

10 月より、短時間労働者の社会保険加入要件のうち「月額賃金 88,000 円以上（106 万円の壁）」が撤廃されます。週 20 時間以上などの要件を満たすパート・アルバイトは、賃金額にかかわらず加入対象となる可能性があります。企業には社会保険料の事業主負担が発生するため、対象者の確認や就業条件の見直し、従業員への説明や加入手続きなど、早めの準備が求められます。

労働施策総合推進法の改正（カスタマーハラスメント対策の義務化）

10 月から、企業にカスタマーハラスメント対策の実施が義務化されます。不当要求・暴言などへの対応方針の策定、従業員への周知、相談体制の整備が必要です。
求職者等に対するセクハラ対策も義務化され、採用時の対応も強化されます。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。